

(別紙2) 不服がある場合の具体的な手続

[地方裁判所・家庭裁判所所属の裁判官の場合の具体的な手続の流れ]

- ① 第一次, 第二次評価者による各評価
- ② 所定の期間内に第二次評価者に対する開示の申出
- ③ ②の申出をした者に対する評価書面の写しの交付
- ④ 評価の内容について不服のある者が所定の期間内に不服の申出(この申出は, 不服の理由を具体的に記載した書面を提出する方法により行う。)
- ⑤ 第一次評価者が被評価者, 部総括裁判官その他関係者との面談等による事実の確認(必要に応じて)
- ⑥ 第一次評価者による評価の再考
- ⑦ 第二次評価者が被評価者, 第一次評価者その他関係者との面談等による事実の確認(必要に応じて)
- ⑧ 第二次評価者による評価の再考
- ⑨ 第二次評価者から被評価者に対する評価の再考(⑥及び⑧)の結果の通知
 - a 修正した評価書面の写しの交付
 - b 評価の不修正の通知

* 高等裁判所所属の裁判官のように, 第二次評価がなされない場合は, 第一次評価者による評価を対象に, ①ないし⑥及び⑨の手続が採られる。

* 評価者による再考の結果に不服がある場合の取扱いとしては, 再考の結果の通知(⑨)を受けてから所定の期間内に更に不服の理由を記載した書面を提出することができるものとする。

* 以上の過程については, その経過の概要を記録するとともに, 被評価者の不服の理由を記載した書面等を人事記録と一体として保管することによって記録化する。